

# 「海産物の送り付け商法」 年末年始に向けて急増！あなたの実家は大丈夫？

令和元年12月16日（6号）横浜市経済局消費経済課

これからの時期、「今ならカニが半値以下」、「代引きで送る」など、**海産物の強引な勧誘**が高齢者を中心に急増！帰省の際などにご家族で話題にしてみてもいいのではないでしょうか？

こんな相談がありました！

こんなはずでは…



© YUKI ISHII

- スマホに「カニを安くする」と勧誘電話があり「必要ないので結構です」と言っても聞いてくれず、押し切られ「ハイ」と言って購入を承諾してしまった。
- 電話で「カニを購入しないか」と勧誘され、購入することにしたが3日後、やはりキャンセルしたいと思い業者に連絡をした。すると「キャンセルするなら、3万円と送料、損害賠償金を払え。商品代も払えないなんて恥ずかしくないのか」などと怒鳴られ、仕方なく商品を受け取り、代金も支払うと業者に伝えた。

手口や特徴

以前、魚介類を購入していただきました。今回お得なセットがあるのでいかがですか。



海産物を送るので、お金を用意して代金引換で受け取ってほしい。

注文のキャンセルはできない！送るからな！

- 「以前、購入してもらった」、「おまけの品もつける」、などと、強引に勧誘され、断り切れずに了承してしまう高齢者が毎年、後を絶ちません。
- 数日後、思い直してキャンセルの電話をするも、業者が激高するなどして結局断れずに仕方なく商品を受け取って代金を支払うケースもあります。

ここに気をつけて！「かしこポイント」



- 頼んだ覚えのない商品は「受け取らず代引配達でも支払わない！」  
商品が届いた場合は、配達業者に受取拒否をする旨を伝え、送り状の事業者名、住所、連絡先を控え、クーリング・オフ通知を送付しましょう。
- 海産物などの生鮮食品もクーリング・オフができます！  
断り切れずに購入してしまっても、「生ものだからダメ」と業者に断られても、契約書面を受け取った日から8日以内であれば、無条件で契約解除ができます。

横浜市消費生活総合センター

相談専用電話

045-845-6666

受付時間

【平日】9:00～18:00 【土・日】9:00～16:45

※祝日・休日、年末年始(12/29～1/3)を除く